

第 1 章 基本的事項

第 1 節 策定の目的

国民健康保険は、国民皆保険の基盤として重要な役割を担っているが、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いことに加え、被保険者の所得水準が低いことから、被保険者にとって所得に占める保険料（税）負担が重いという課題がある。

また、平成29年度までは市町村単位で運営していたため、小規模な市町村では財政運営が不安定になりやすいことや、市町村によって事務処理の実施方法に差異があり、効率的な事業運営につながりにくいことなどの課題を抱えていた。

このため、国民健康保険事業の運営を安定化し、将来にわたり国民皆保険を堅持できるよう法改正が行われ、平成30年度から県が市町村とともに国民健康保険を運営する制度改革が行われた。新しい国民健康保険制度では、都道府県が安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うこととする一方、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業等を引き続き担うこととされている。

そこで、県と市町村が一体となって制度を運営し、国民健康保険の財政の安定化と事業の広域化及び効率化を推進することを目的として、本県の国民健康保険の運営に関する統一的な方針を策定するものである。

第 2 節 策定の根拠規定

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2第1項

都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、おおむね6年ごとに、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針を定めるものとする。

第 3 節 策定年月日

令和6年3月29日

（令和8年3月一部改定）

第 4 節 対象期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間

ただし、3年が経過する時点で必要な見直しを行う。また、対象期間中であっても、策定時点と状況等が変化した場合には、必要に応じて随時見直しを行う。